

市税白書

令和8年度版

市税は納期限内に
納めましょう！！



ナナメ上ノ
上天草。

NANAME-UE
KAMIAMAKUSA

令和8年7月

上天草市

目次

1 市税の状況	1
(1) 歳入に占める市税	1
(2) 市税収入の推移	2
(3) 市税等の収入状況	3
ア 徴収率	3
① 市税	3
② 国民健康保険税	4
イ 収入未済額	5
① 市税	5
② 国民健康保険税	6
ウ 不納欠損額	7
① 市税	7
② 国民健康保険税	8
2 税負担の公平性を確保していくための取組	9
(1) 財産調査と差押え	9
3 市税のあらまし	11
(1) 市民税	11
ア 個人市民税	11
イ 法人市民税	14
(2) 固定資産税	16
(3) 軽自動車税	19
(4) 市たばこ税	22
(5) 鉦産税	23
(6) 入湯税	24
(7) 国民健康保険税	25
4 税(自主財源)の動向と税務行政における改善すべき課題	27

1 市税の状況

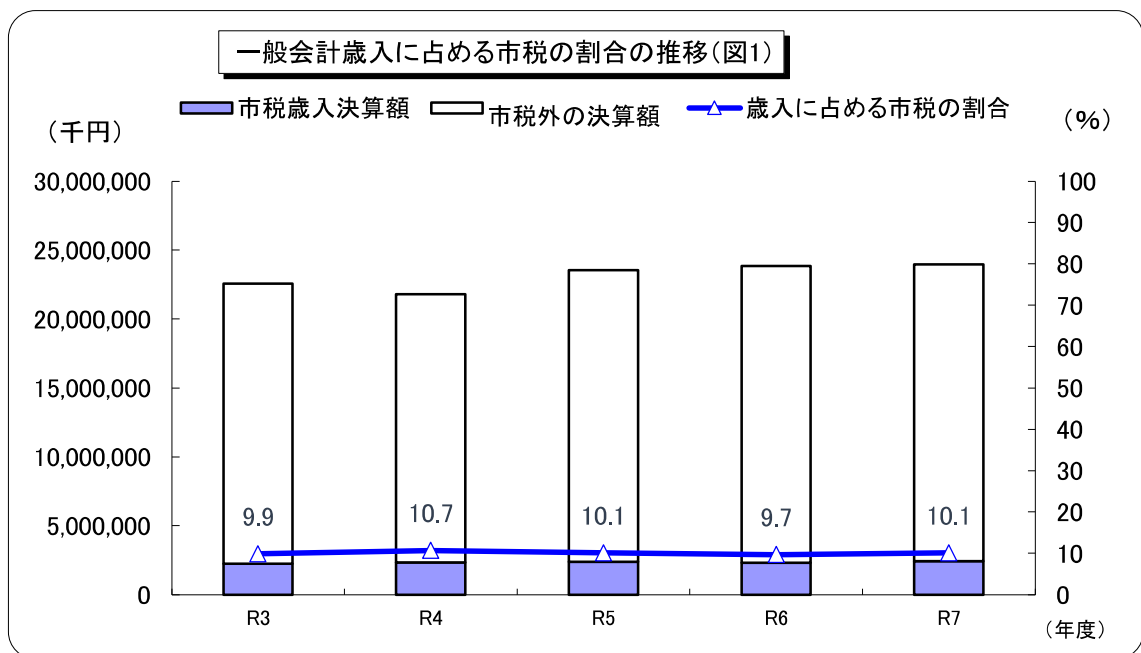
(1) 歳入に占める市税

令和7年度決算に占める市税の割合は、**10.1%**

一般会計歳入に占める市税の割合の推移は、表 1 のとおりです。

一般会計歳入に占める市税の割合の推移(表 1)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
市税歳入決算額 (千円)	2,245,091	2,333,725	2,382,629	2,313,046	2,428,040
市税外の決算額 (千円)	20,314,800	19,457,356	21,147,015	21,530,433	21,518,153
計(千円)	22,559,891	21,791,081	23,529,644	23,843,479	23,946,193
歳入に占める市 税の割合(%)	9.9	10.7	10.1	9.7	10.1



(2)市税収入の推移

令和7年度決算に占める市税収入額は、**24 億円**

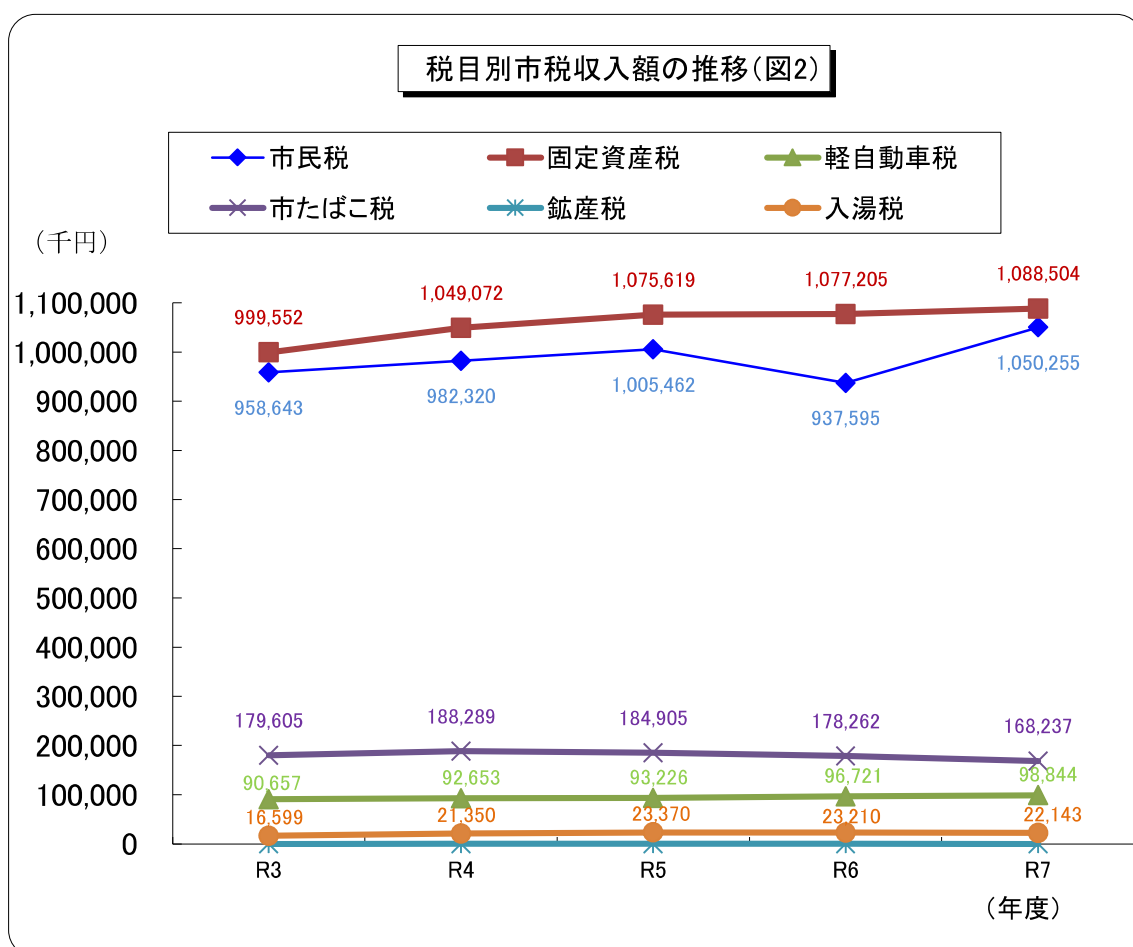
令和7年度の市税収入額は前年度に比べ、約1億1,499万円増加し、24億2,800万円の収入となっています。税目別の収入額の推移は表2のとおりです。

税目別市税収入額の推移(表2)

単位(千円)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
市民税 (個人、法人)	958,643	982,320	1,005,462	937,595	1,050,255
固定資産税	999,552	1,049,072	1,075,619	1,077,205	1,088,504
軽自動車税	90,657	92,653	93,226	96,721	98,844
市たばこ税	179,605	188,289	184,905	178,262	168,237
鉱産税	35	41	47	53	58
入湯税	16,599	21,350	23,370	23,210	22,143
計	2,245,091	2,333,725	2,382,629	2,313,046	2,428,041

※固定資産税には、国有資産等所在市町村交付金を含む。



(3) 市税等の収納状況

ア 徴収率

①市税

市税の現年課税分、滞納繰越分及び合計徴収率の推移は、表 3 のとおりです。

令和 7 年度の市税の合計徴収率は 95.7%となり、前年比 0.1%増加し、平成 16 年度の合併当初の 84.6%から 11.1%上昇しています。

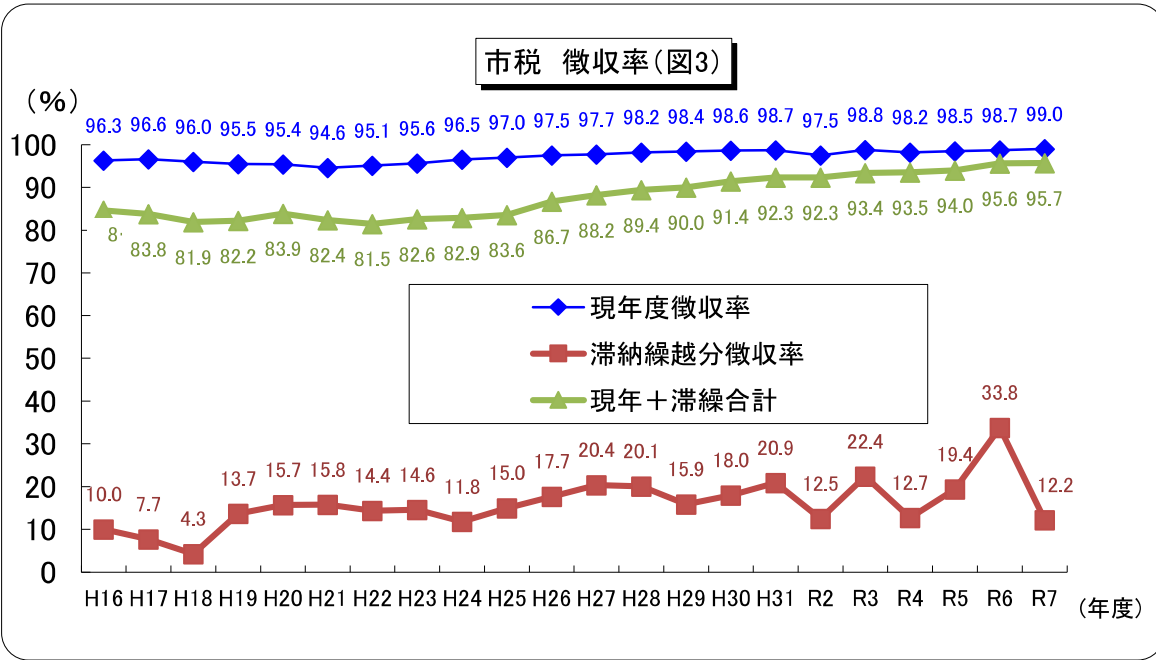
また、市税全体の令和 7 年度の滞納者数は、現年度 640 人(前年度 660 人、前年比 20 人減)、滞納繰越分 678 人(前年度 649 人、前年比 29 人増)となっている。(各税目の過去 5 年の滞納者数は、11 頁以降に記載)

市税の徴収率の推移(表 3)

単位(%)

区分\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
現年度	96.3	96.6	96.0	95.5	95.4	94.6	95.1	95.6	96.5	97.0	97.5
滞納繰越分	10.0	7.7	4.3	13.7	15.7	15.8	14.4	14.6	11.8	15.0	17.7
合計徴収率	84.6	83.8	81.9	82.2	83.9	82.4	81.5	82.6	82.9	83.6	86.7

区分\年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
現年度	97.7	98.2	98.4	98.6	98.7	98.0	98.9	98.3	98.7	98.8	99.0
滞納繰越分	20.4	20.1	15.9	18.0	20.9	12.5	22.4	12.7	19.4	33.8	12.2
合計徴収率	88.2	89.4	90.0	91.4	92.3	92.5	94.0	94.0	94.5	95.6	95.7



②国民健康保険税

国民健康保険税の現年課税分、滞納繰越分及び合計徴収率の推移は、表４のとおりです。

令和７年度の国民健康保険税の合計徴収率は、85.9%となり、前年比 0.5%減少しましたが、平成 16 年度の合併当初の合計徴収率 74.1%と比べて、11.8%上昇しました。

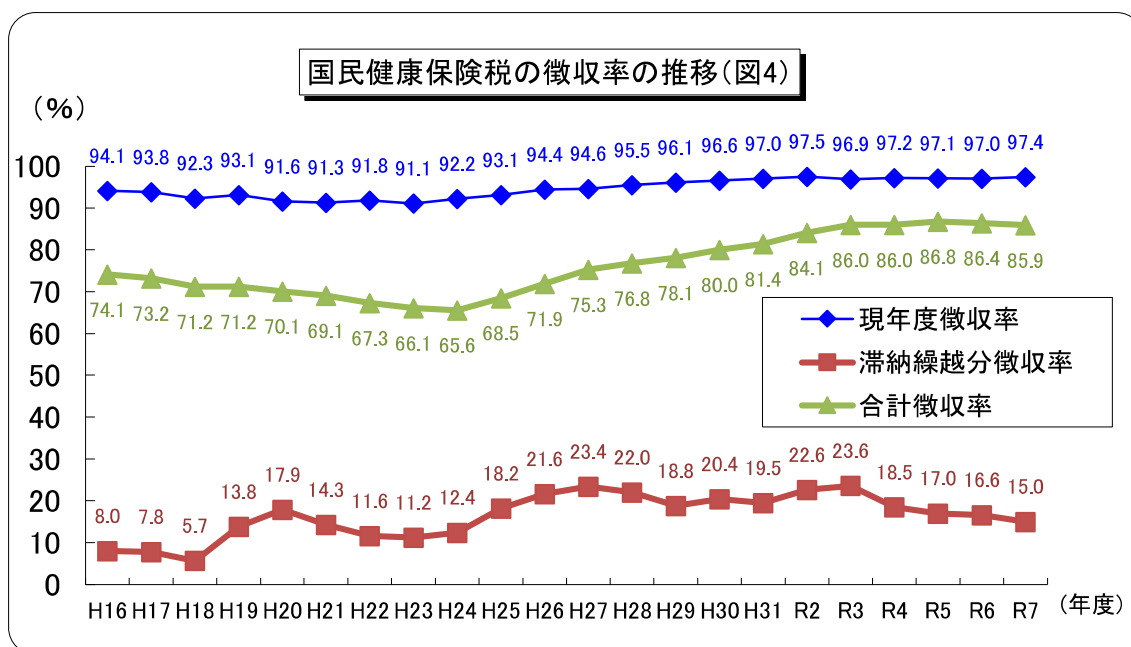
また、国保全体の令和7年度の滞納者数は、現年度 177 人(前年度 190 人、前年比 13 人減)、滞納繰越分 194 人(前年度 188 人、前年比 6 人増)となっている。(過去 5 年の滞納者数は、13 頁以降に記載)

国民健康保険税の徴収率の推移(表 4)

単位(%)

区分\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
現年度	94.1	93.8	92.3	93.1	91.6	91.3	91.8	91.1	92.2	93.1	94.4
滞納繰越分	8.0	7.8	5.7	13.8	17.9	14.3	11.6	11.2	12.4	18.2	21.6
合計徴収率	74.1	73.2	71.2	71.2	70.1	69.1	67.3	66.1	65.6	68.5	71.9

区分\年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
現年度	94.6	95.5	96.1	96.6	97.0	97.5	96.9	97.2	97.1	97.0	97.4
滞納繰越分	23.4	22.0	18.8	20.4	19.5	22.6	23.6	18.5	17.0	16.6	15.0
合計徴収率	75.3	76.8	78.1	80.0	81.4	84.1	86.0	86.0	86.8	86.4	85.9



イ 収入未済額

① 市税

収入未済額とは、納税する義務があるのに納付されなかった税金のことです。
市税の翌年度に繰り越された収入未済額の推移は表 5 のとおりです。

令和 7 年度の市税の現年度の収入未済額は前年比 169 万円の減少、滞納繰越分は前年度比 546 万の増加となり、合計の前年比は約 376 万円増加となった。

また、平成 18 年度に約 4 億 3 千万円あった収入未済額は、令和 7 年度には約 1 億 150 万円まで縮減されました。

市税の収入未済額の推移(表 5)

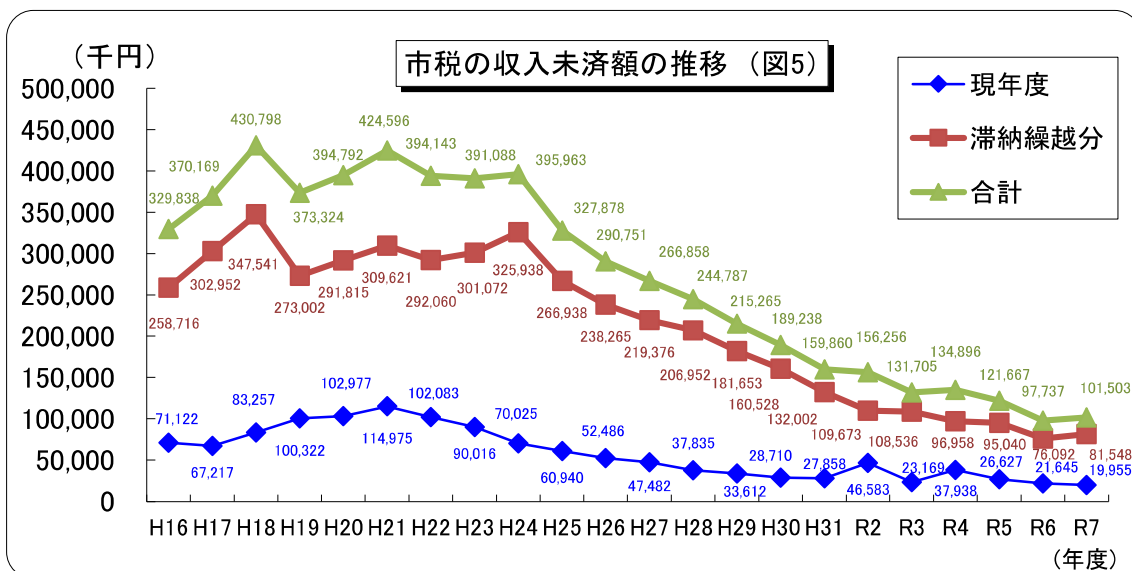
単位(千円)

区分\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
現年度	71,122	67,217	83,257	100,322	102,977	114,975
滞納繰越分	258,716	302,952	347,541	273,002	291,815	309,621
合計	329,838	370,169	430,798	373,324	394,792	424,596

区分\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
現年度	102,083	90,016	70,025	60,940	52,486	47,482
滞納繰越分	292,060	301,072	325,938	266,938	238,265	219,376
合計	394,143	391,088	395,963	327,878	290,751	266,858

区分\年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3
現年度	37,835	33,612	28,710	27,858	46,583	23,169
滞納繰越分	206,952	181,653	160,528	132,002	109,673	108,536
合計	244,787	216,265	189,238	159,860	156,256	131,705

区分\年度	R4	R5	R6	R7
現年度	37,938	26,627	21,645	19,955
滞納繰越分	96,958	95,040	76,092	81,548
合計	134,896	121,667	97,737	101,503



②国民健康保険税

国民健康保険税の収入未済額の推移は表 6 のとおりです。

令和7年度の国民健康保険税の現年度の収入未済額は、前年比約 345 万円の減少、滞納繰越分は前年度比約 125 万の増加となり、合計の前年比は約 220 万円減少となった。

また、平成 18 年度に約 4 億 7 千万円あった収入未済額は、令和 7 年度には約 8,075 万円まで縮減されました。

国民健康保険税 収入未済額の推移(表 6)

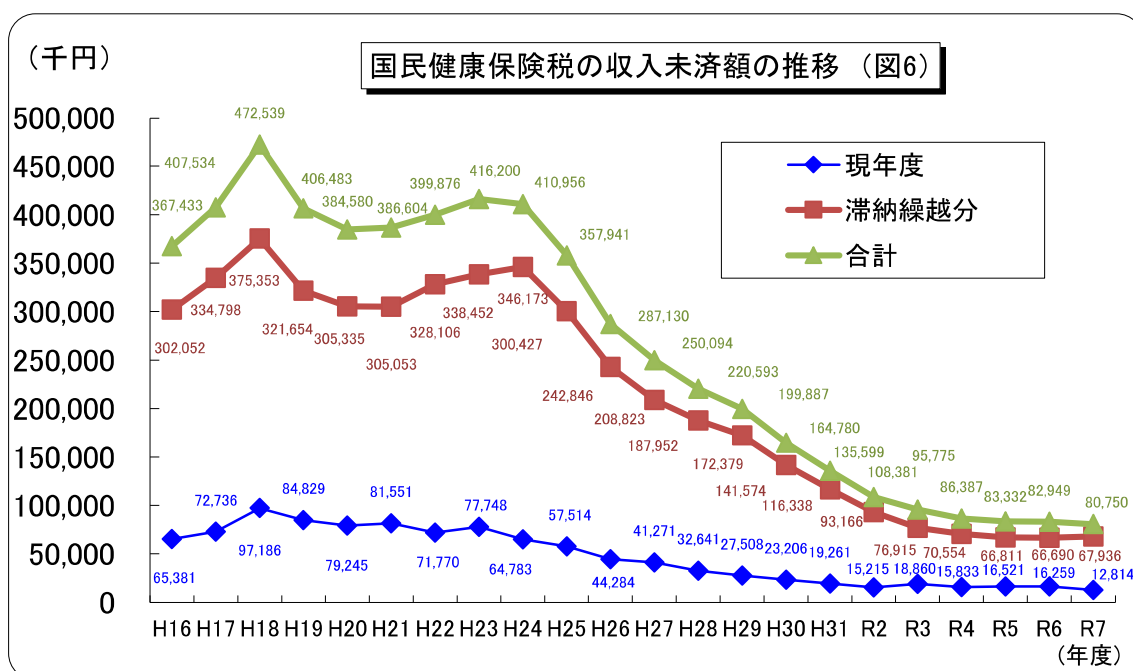
単位(千円)

区分\年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
現年度	65,381	72,736	97,186	84,829	79,245	81,551
滞納繰越分	302,052	334,798	375,353	321,654	305,335	305,053
合計	367,433	407,534	472,539	406,483	384,580	386,604

区分\年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
現年度	71,770	77,748	64,783	57,514	44,284	41,271
滞納繰越分	328,106	338,452	346,173	300,427	242,846	208,823
合計	399,876	416,200	410,956	357,941	287,130	250,094

区分\年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3
現年度	32,641	27,508	23,206	19,261	15,215	18,860
滞納繰越分	187,952	172,379	141,574	116,338	93,166	76,915
合計	220,593	199,887	164,780	135,599	108,381	95,775

区分\年度	R4	R5	R6	R7
現年度	15,833	16,521	16,259	12,814
滞納繰越分	70,554	66,811	66,690	67,936
合計	86,387	83,332	82,949	80,750



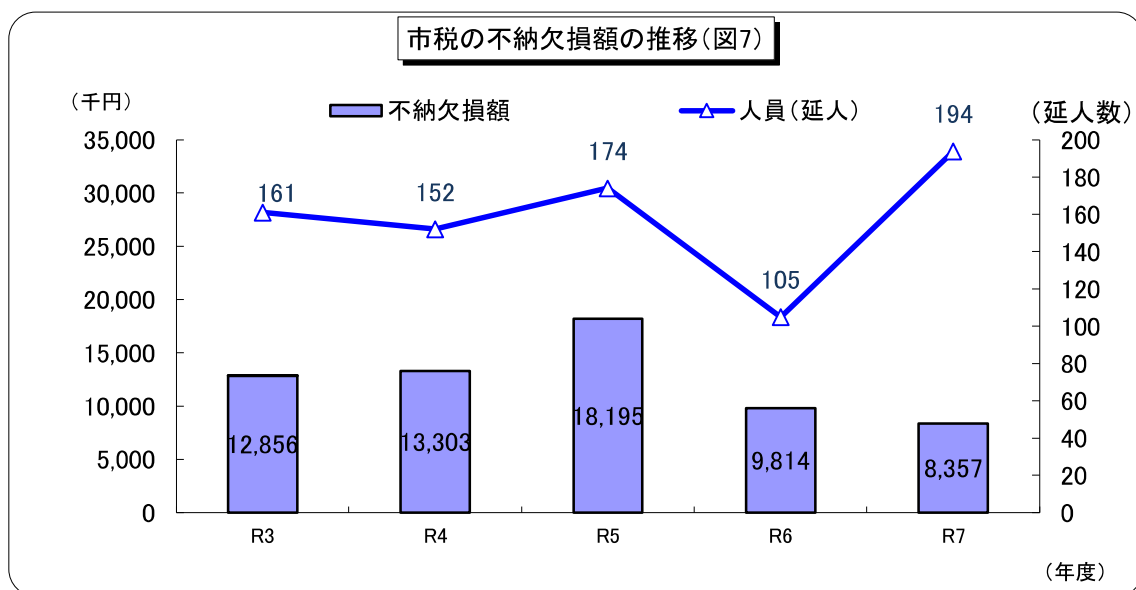
ウ 不納欠損額

①市税

市税の不納欠損額の推移は表 7 のとおりです。

市税の不納欠損額の推移(表 7)

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和 7 年度	
理 由	該当条項	人員 (延人)	金額 (千円)	人員 (延人)	金額 (千円)	人員 (延人)	金額 (千円)	人員 (延人)	金額 (千円)	人員 (延人)	金額 (千円)
地方税法第 15 条 の 7 第 4 項(執行 停止後 3 年経過 による納税義務 消滅)	同条第 1 項第 1 号	5	5,621	14	6,954	22	4,280	7	344	34	1,670
	同条第 1 項第 2 号	9	407	15	566	21	352	8	618	11	125
	同条第 1 項第 3 号	0	0	1	5	8	365	3	104	3	17
計		14	6,028	30	7,525	51	4,998	18	1,066	48	1,842
地方税法第 15 条 の 7 第 5 項(即時 消滅)	同条第 1 項第 1 号	10	796	7	3,260	24	11,513	13	7,506	29	4,187
地方税法第 18 条 第 1 項(時効・執 行停止)	()内書 は執行停 止のもの	(25)	(3,858)	(15)	(293)	20	(562)	(6)	(213)	(22)	(365)
		137	6,032	115	2,518	99	1,684	74	1,242	117	2,328
合 計		161	12,856	152	13,303	174	18,195	105	9,814	194	8,357

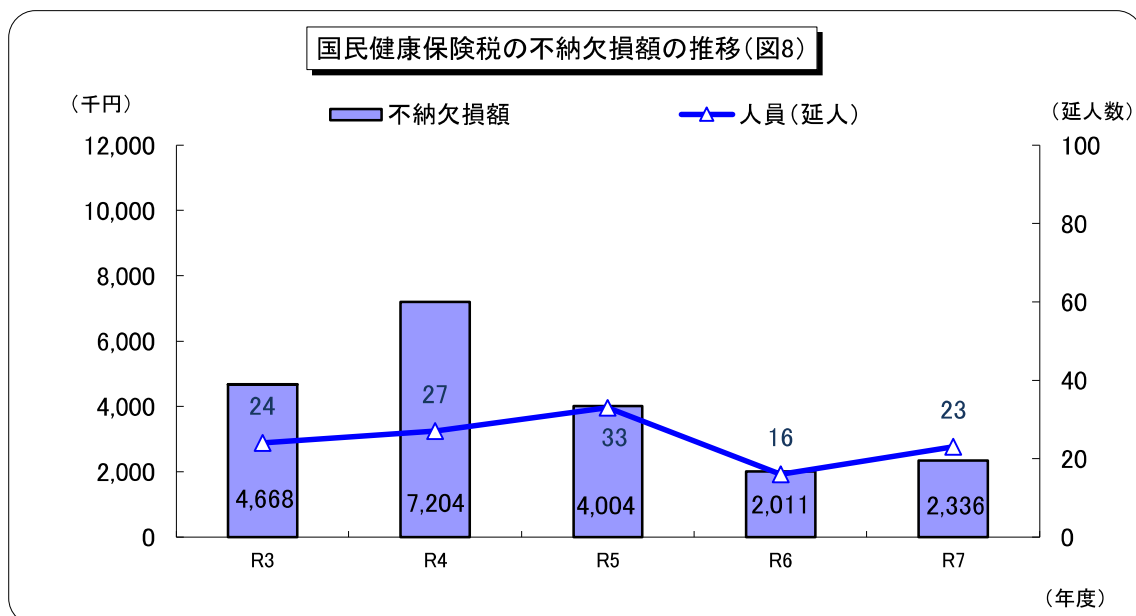


②国民健康保険税

国民健康保険税の不納欠損額の推移は表 8 のとおりです。

国民健康保険税の不納欠損額の推移(表 8)

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和 7 年度	
理 由	該当 条項	人員 (延人)	金額 (千円)	人員 (延人)	金額 (千円)	人員 (延人)	金額 (千円)	人員 (延人)	金額 (千円)	人員 (延人)	金額 (千円)
地方税法第 15 条の 7 第 4 項(執 行停止後 3 年経過によ る納税義務 消滅)	同条第 1 項 第 1 号	3	681	7	4,198	6	1,320	2	463	11	1,942
	同条第 1 項 第 2 号	8	449	5	877	1	84	6	1,032	2	6
	同条第 1 項 第 3 号	0	0	1	1	3	159	0	0	0	0
計		11	1,130	13	5,076	10	1,563	8	1,495	13	1,948
地方税法第 15 条の 7 第 5 項(即 時消滅)	同条第 1 項 第 1 号	1	378	1	568	3	172	1	141	0	0
地方税法第 18 条第 1 項(時効・執 行停止)	()内書は執 行停止のもの	(5)	(394)	(7)	(1,141)	(3)	(1,529)	(7)	(374)	(10)	(388)
		12	3,160	13	1,560	20	2,269	7	375	10	388
合 計		24	4,668	27	7,204	33	4,004	16	2,011	23	2,336



2 税負担の公平性を確保していくための取組

市では、納税者の利便性向上のため、口座振替やコンビニエンスストア納付、スマートフォンを使用した決済サービスなどの納付環境の整備を進めています。

一方、担税力があるにもかかわらず納税がない方には、納期限までに納付している大多数の納税者との公平性を確保する観点から、法に基づき、預貯金、給料、動産、不動産などの財産を差し押さえ、滞納している税に充てるといった厳格な対応を行っています。

(1) 財産調査と差押え

令和7年度は、令和5年度から活用している預貯金電子照会サービスを中心に前年度よりもさらに財産調査を強化することで、早期に財産状況を把握し、下記のとおり滞納処分を行いました。

また、令和7年度の新たな取り組みとして、ショートメッセージ催告サービスを利用し、催告を実施しました。

なお、滞納処分件数(国民健康保険税含む)の推移は、表9のとおりです。

○現年度及び過年度滞納者に対し電話催告及び催告書の発送(3回)

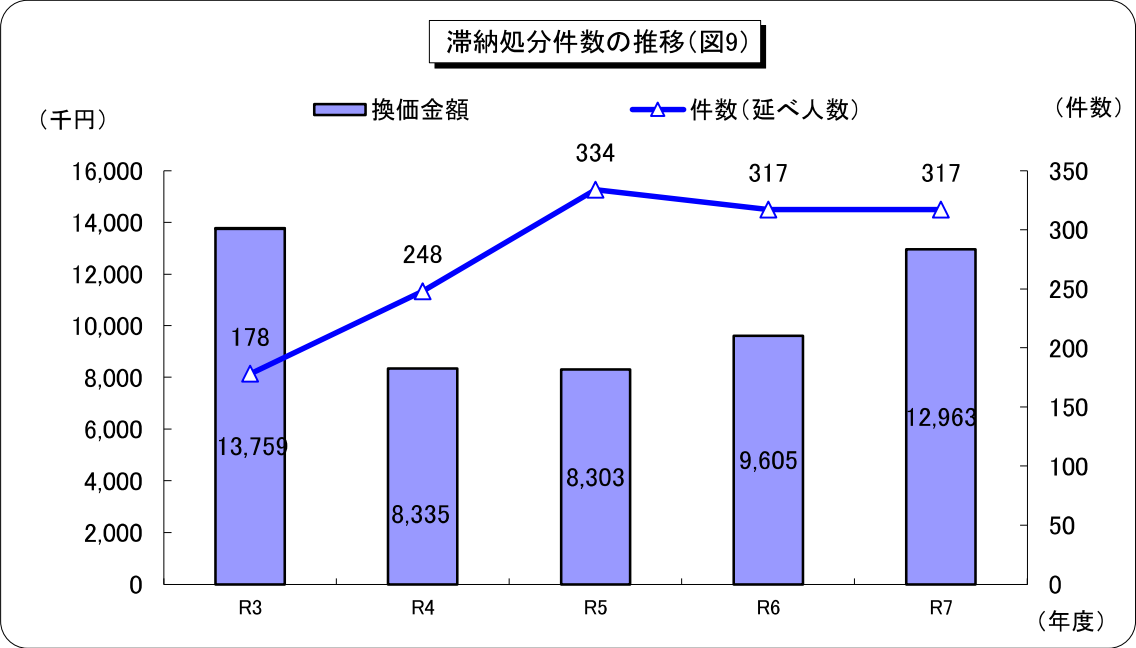
○財産調査の実施(随時)

○預金等の差押えの実施(随時)

滞納処分件数の推移(表9)

※件数＝延べ人数

処分内容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	換価金額 (千円)	件数	換価金額 (千円)	件数	換価金額 (千円)	件数	換価金額 (千円)	件数	換価金額 (千円)
債権(預貯金、給与、 売掛金、生命保険等) 差押	156	13,380	198	7,592	181	6,752	240	8,481	271	10,962
その他(国税還付金含む) 差押	15	378	24	709	13	1,479	13	909	37	1,664
搜索	4	0	0	0	12	0	3	54	0	0
動産(自動車含む)差 押	0	0	0	0	76	0	6	41	0	0
公売落札	0	0	22	33	39	71	51	117	4	3
不動産差押	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
参加差押	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交付要求	3	25	4	0	13	1,333	4	19	5	334
合 計	178	13,759	248	8,335	334	8,303	317	9,605	317	12,963



3 市税のあらまし

(1) 市民税

ア 個人市民税

個人住民税とは「個人市民税」と「個人県民税」を合わせたものをいいます。

個人県民税は個人市民税と合わせて市が課税・徴収しています。

また、人口の減少に伴い、納税義務者数は減少しておりますが、令和7年度の調定額及び収入額は、令和5年度比(令和6年度は定額減税のため、調定額及び収入額が減少のため。)より増加しています。

個人住民税の推移は、表10-1、10-2のとおりです。

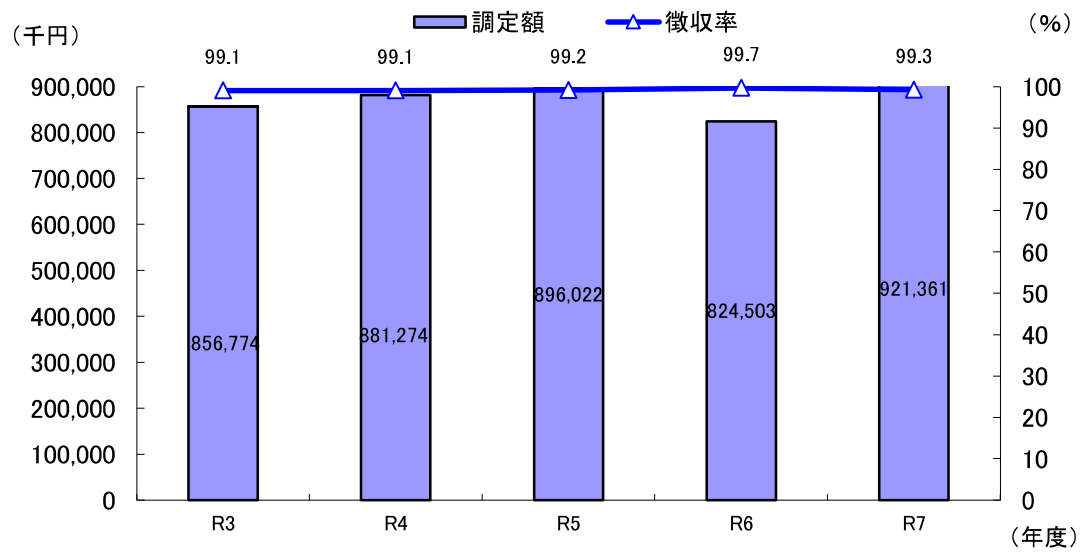
【現年度】 個人市民税の推移(表10-1)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
調定額(千円)	856,774	881,274	896,022	824,503	921,361
収入額(千円)	849,338	873,540	888,451	816,804	915,681
未収入額(千円)	7,387	7,734	7,571	7,699	5,681
徴収率(%)	99.1	99.1	99.2	99.7	99.3
滞納者数(人)	170	180	159	168	165
納税義務者数(人)	11,273	11,115	11,061	10,994	10,935
人口(人)	26,254	25,652	25,015	24,285	23,592
納税義務者 一人あたり(千円)	76	79	81	74	84

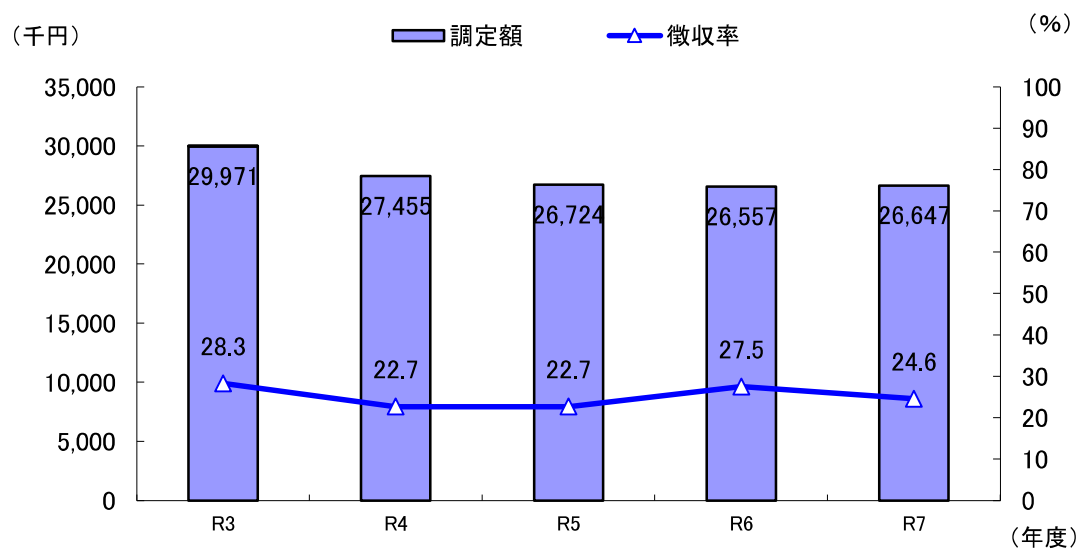
【滞納繰越分】 個人市民税の推移(表10-2)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
調定額(千円)	29,971	27,455	26,724	26,557	26,647
収入額(千円)	8,496	6,247	6,929	7,328	6,569
未収入額(千円)	20,007	18,796	18,498	18,475	18,992
徴収率(%)	28.3	22.7	22.7	27.5	24.6
滞納者数(人)	230	223	216	220	220

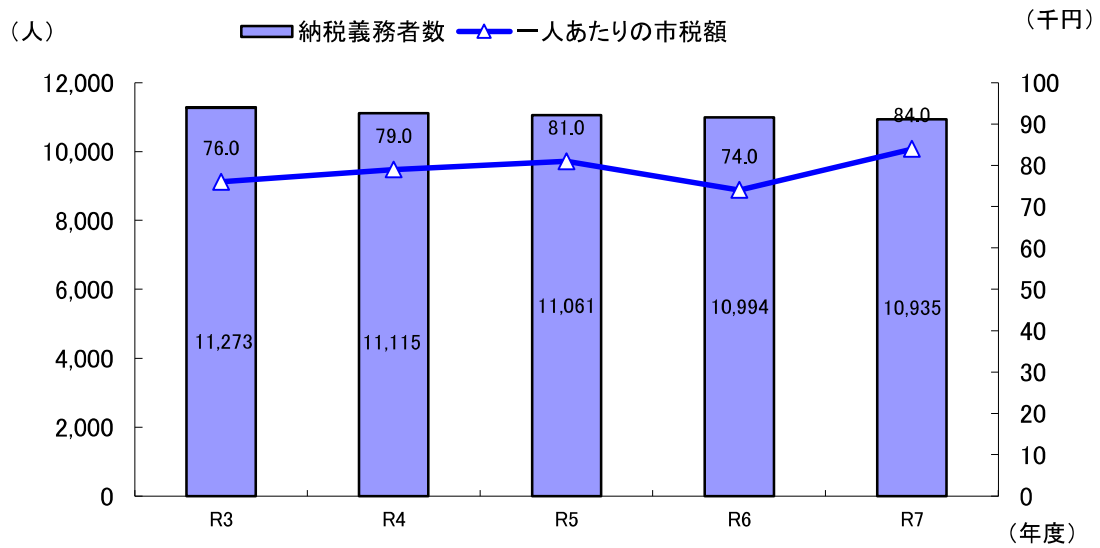
【現年度】個人市民税の調定額及び徴収率の推移(図10-1)



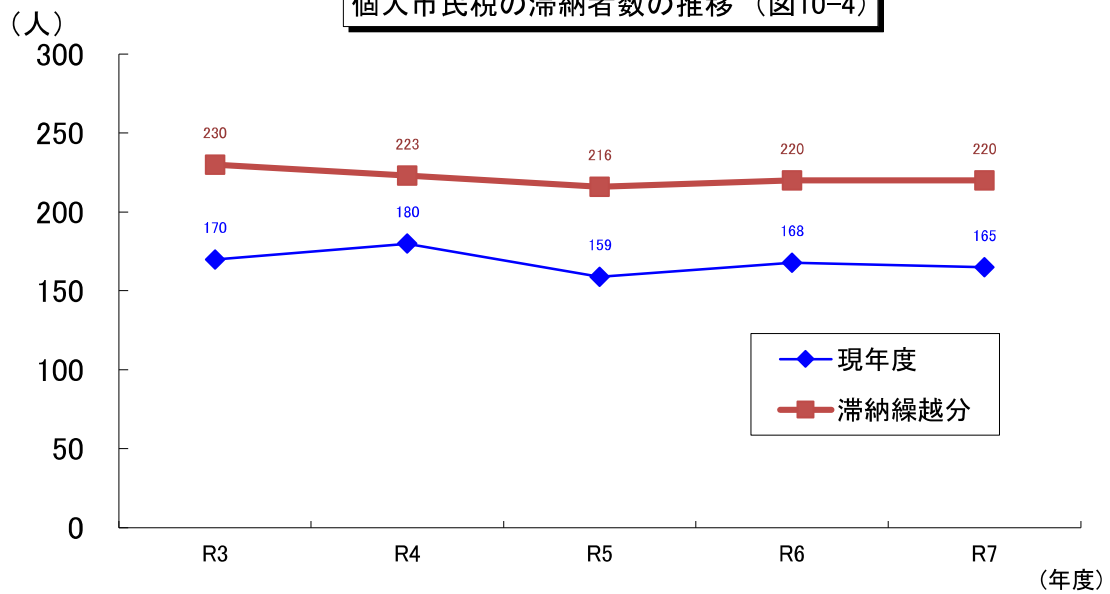
【滞納繰越分】個人市民税の調定額と徴収率の推移(図10-2)



個人市民税の納税義務者と一人あたりの市税額の推移(図10-3)



個人市民税の滞納者数の推移 (図10-4)



イ 法人市民税

法人市民税は、均等割と法人税割で構成され、市内に事務所または事業所のある法人には均等割と法人税割を、市内に寮等のみがある法人には均等割を課税します。

また、令和 7 年度の納税義務者数(事業所数)は、前年度に比べ減少しましたが、事業所の業績向上に伴い、法人税割の調定額及び収入は増加しています。

法人市民税の推移は、表 11-1、11-2 のとおりです。

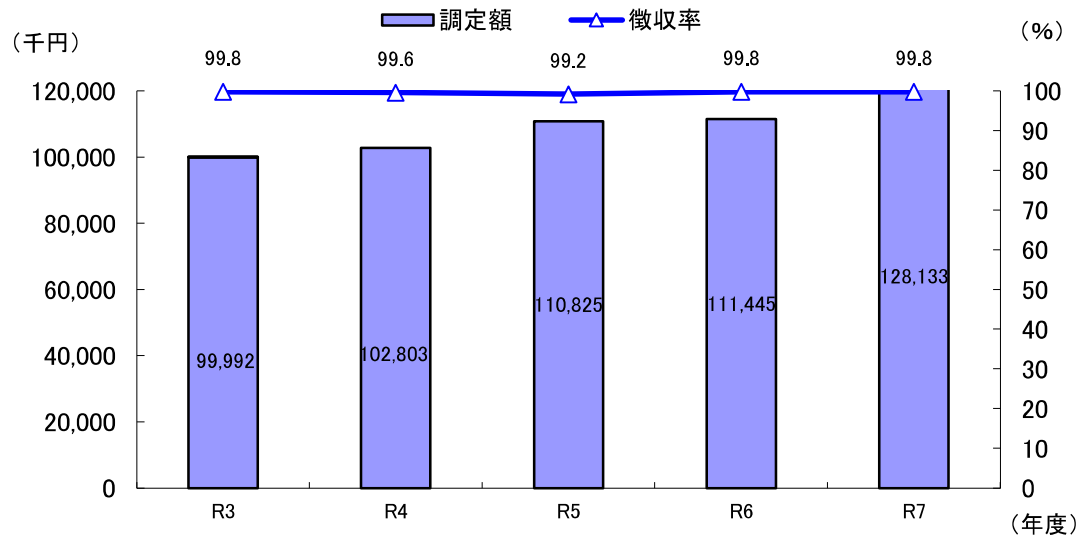
【現年度】 法人市民税の推移(表 11-1)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
調定額(千円)	99,992	102,803	110,825	111,445	128,133
収入額(千円)	99,867	102,481	109,925	111,313	127,955
未収入額(千円)	125	321	900	131	178
徴収率(%)	99.8	99.6	99.2	99.8	99.8
納税義務者数 (事業所数)	705	707	714	721	717
滞納者数 (事業所数)	1	6	5	4	6

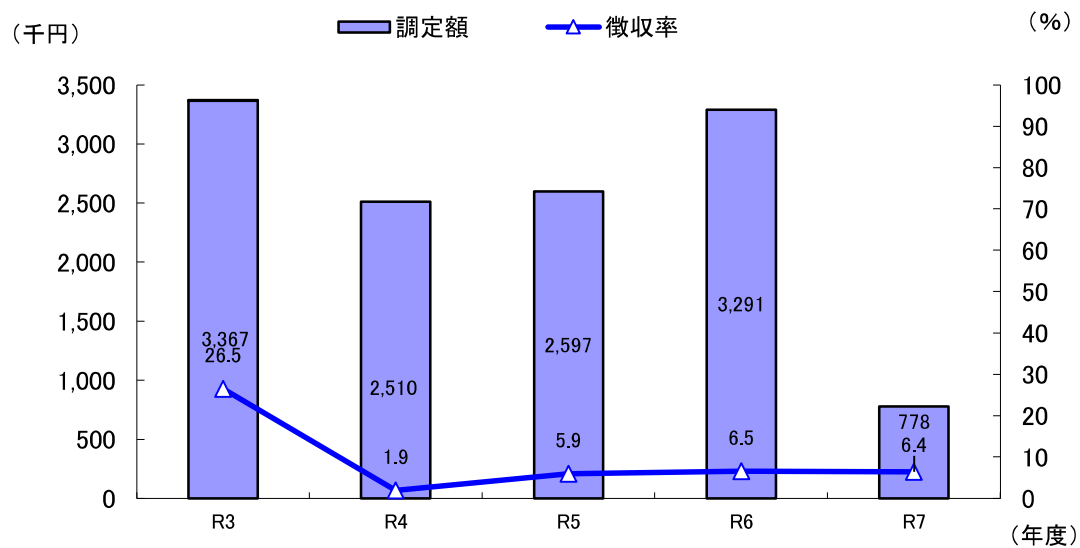
【滞納繰越分】 法人市民税の推移(表 11-2)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
調定額(千円)	3,367	2,510	2,597	3,291	778
収入額(千円)	891	50	155	2,149	50
未収入額(千円)	2,381	2,276	2,442	581	707
徴収率(%)	26.5	1.9	5.9	6.5	6.4
滞納者数 (事業所数)	5	2	3	4	5

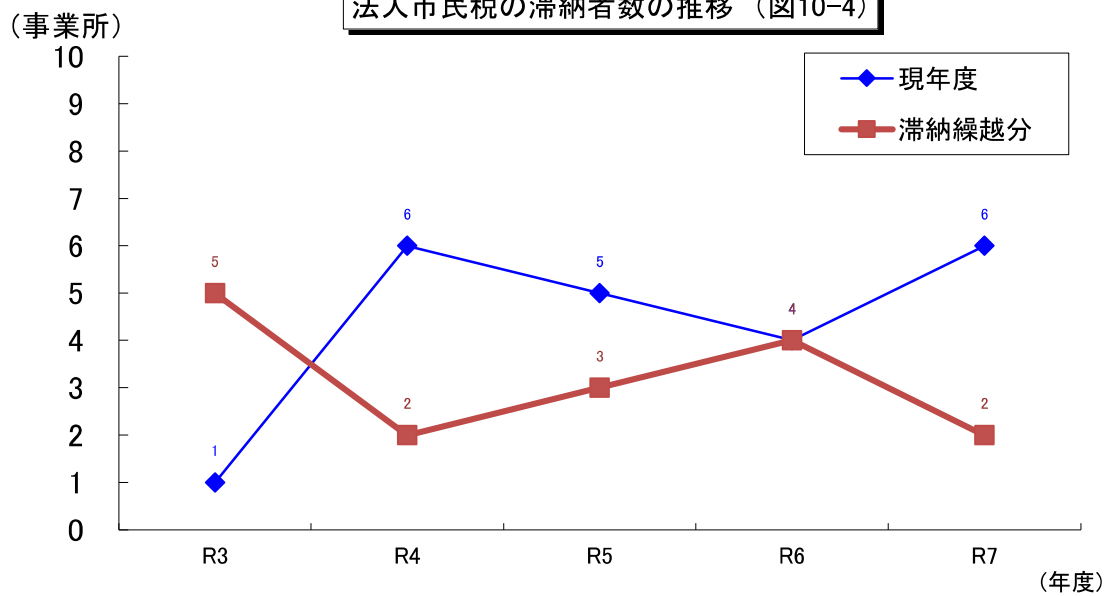
【現年度】法人市民税の調定額と徴収率の推移(図11-1)



【滞納繰越分】法人市民税の調定額と徴収率の推移(図11-2)



法人市民税の滞納者数の推移 (図10-4)



(2) 固定資産税

固定資産とは土地、家屋、償却資産の総称です。

固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在の固定資産の所有者を納税義務者として課税します。

固定資産税は、固定資産の価格をもとにした課税標準額に税率を掛けて求めます。

税率は、課税標準額×税率(1.4%)＝税額です。

また、令和7年度は、地価の下落による土地の課税額の減少に伴い土地の調定額は、減少しましたが、家屋及び船舶業等の償却資産の申告が増加したため、調定額及び収入額は増加しています。

固定資産税の推移は、表 12-1、12-2 のとおりです。

【現年度】 固定資産税の推移(表 12-1)

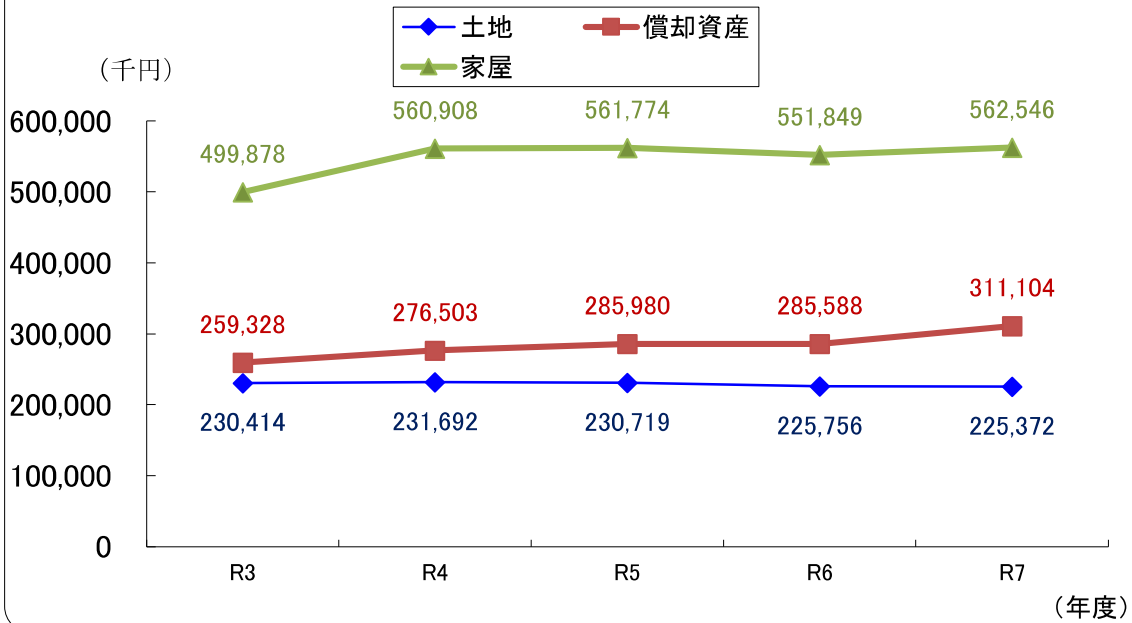
区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
土地調定額(千円)	230,414	231,692	230,719	225,756	225,372
家屋調定額(千円)	499,878	560,908	561,774	551,849	562,546
償却資産調定額(千円)	259,328	276,503	285,980	285,588	311,104
調定額合計(千円)	989,620	1,069,103	1,078,473	1,063,193	1,099,022
収入額(千円)	974,027	1,038,965	1,056,190	1,044,989	1,081,930
未収入額(千円)	14,983	29,069	17,621	13,283	13,528
徴収率(%)	98.4	97.1	97.9	98.2	98.4
滞納者数(人)	383	394	389	435	407

※調定額及び収入額は、国有資産等市町村交付金は除く。

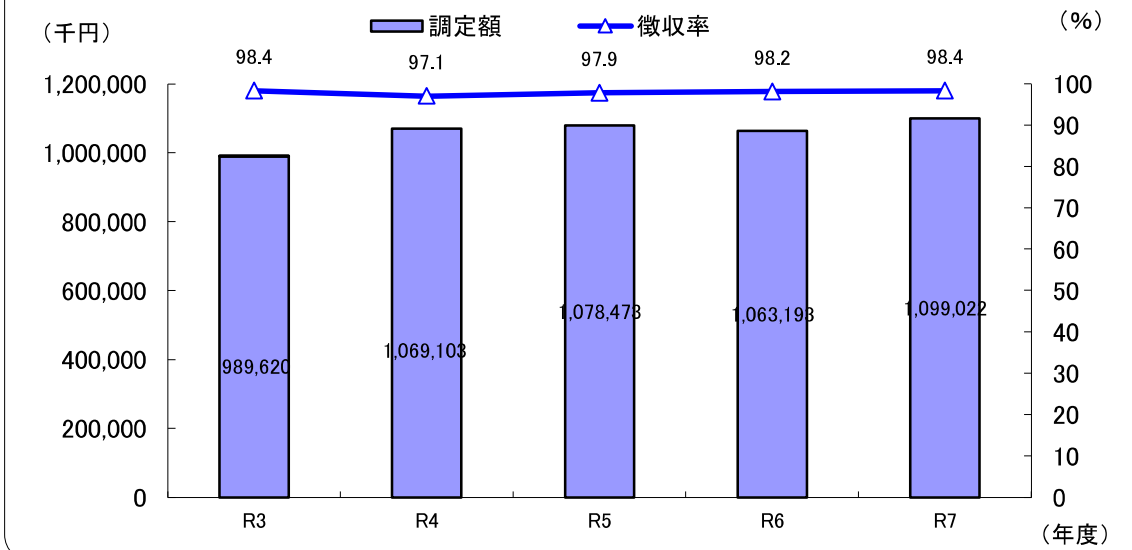
【滞納繰越分】 固定資産税の推移(表 12-2)

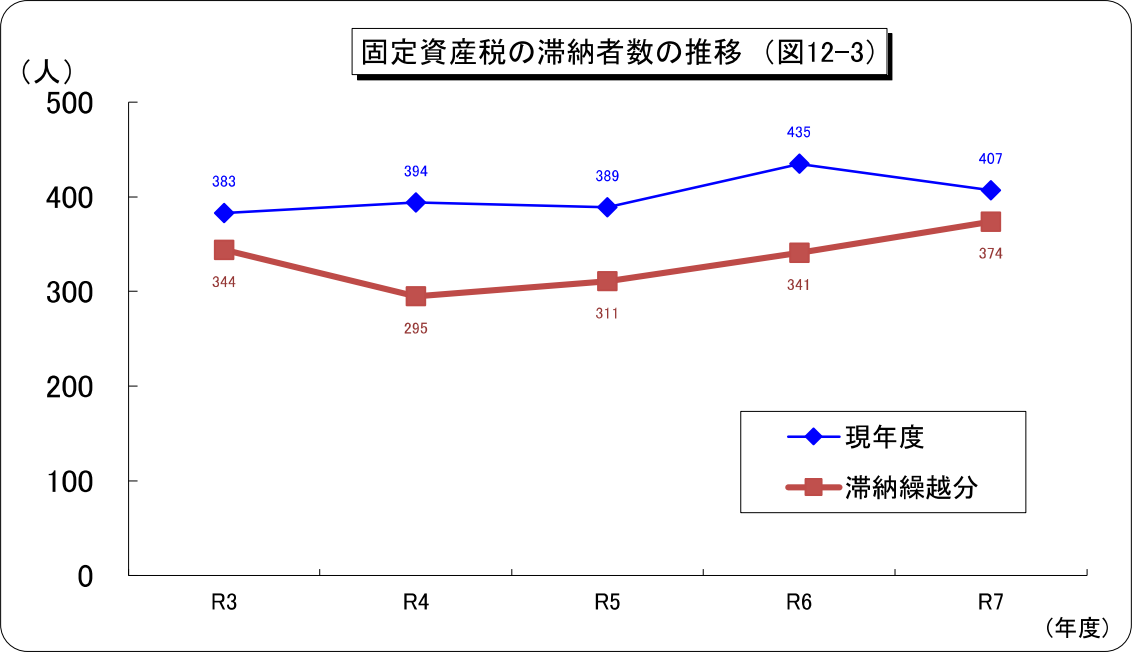
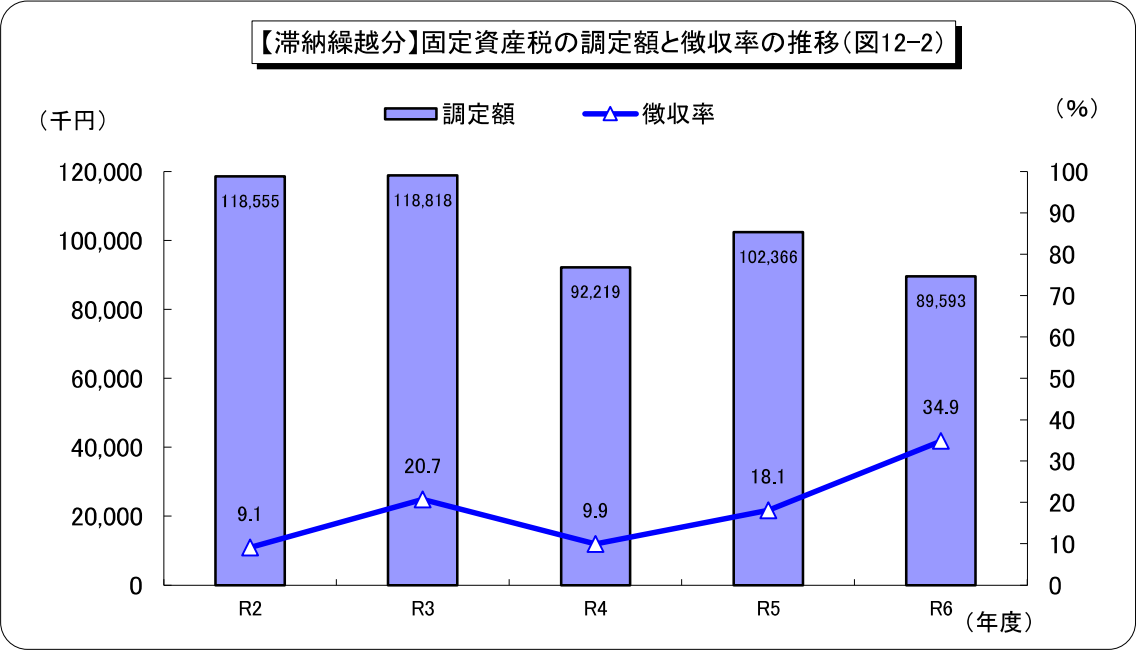
区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
調定額(千円)	118,818	92,219	102,366	89,593	68,289
収入額(千円)	24,544	9,148	18,488	31,275	4,833
未収入額(千円)	83,762	73,679	71,791	54,909	59,925
徴収率(%)	20.7	9.9	18.1	34.9	7.1
滞納者数(人)	344	295	311	341	374

【現年度】固定資産税の項目別の調定額の推移(図12-1-1)



【現年度】固定資産税の調定額と徴収率の推移(図12-1-2)





(3) 軽自動車税

軽自動車税種別割は、原付バイク、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の、4月1日現在の所有者に課税します。

税率は、車種ごとに市の条例で規定しています。

また、人口の減少に伴い、軽自動車の課税台数は、年々減少していますが、軽自動車の新規購入による税額の増額(7,200円または10,800円→12,900円)や新車登録から13年以上経過した軽自動車に対し、重課税(7,200円または10,800円→12,900円)を適用していることから、増収となっている。

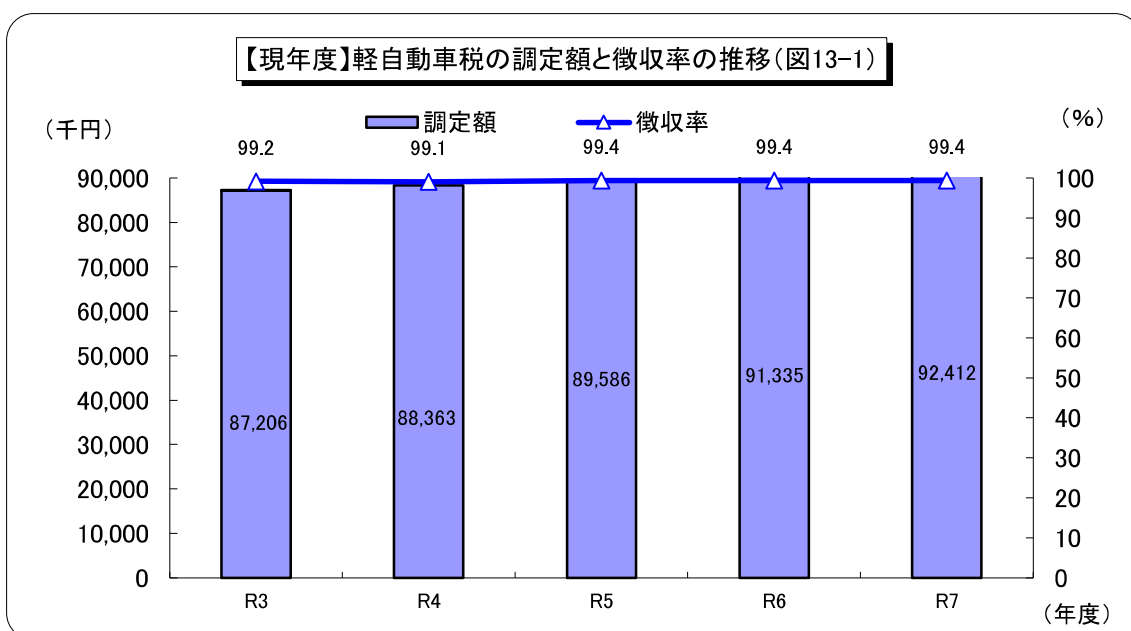
車種別登録台数の推移は、表13-3のとおりです。

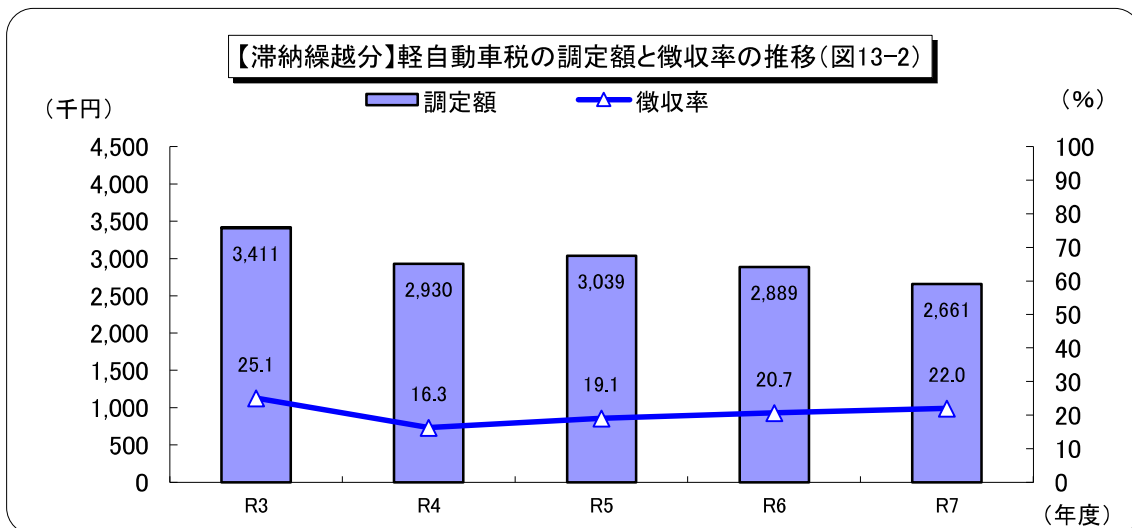
【現年度】 軽自動車税の推移(表13-1)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
調定額(千円)	87,206	88,363	89,586	91,335	92,412
収入額(千円)	86,531	87,549	89,052	90,798	91,838
未収入額(千円)	674	814	535	531	568
徴収率(%)	99.2	99.1	99.4	99.4	99.4
滞納者数(人)	72	76	59	53	62

【滞納繰越分】 軽自動車税の推移(表13-2)

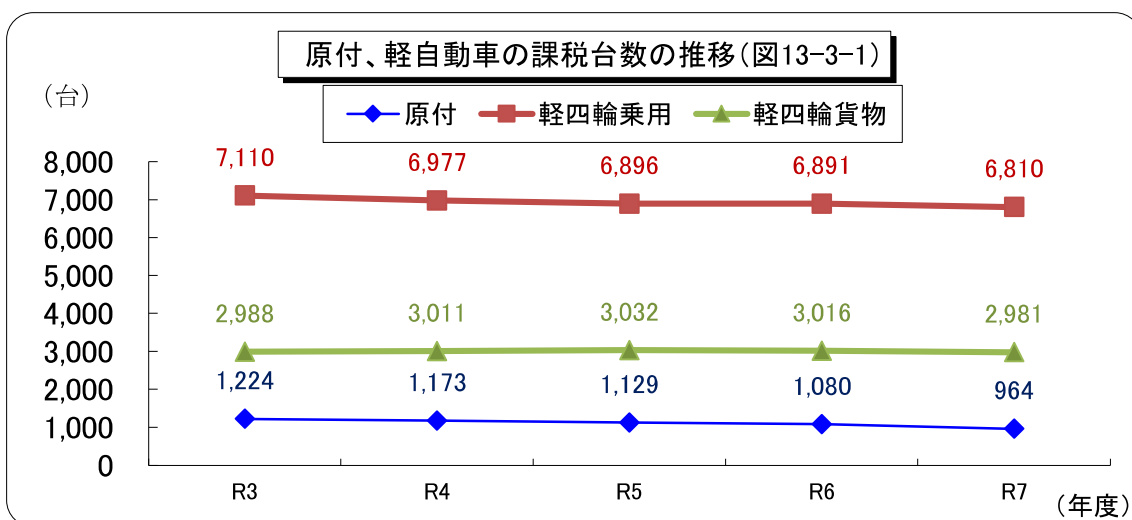
区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
調定額(千円)	3,411	2,930	3,039	2,889	2,661
収入額(千円)	856	477	581	599	586
未収入額(千円)	3,061	2,207	2,310	2,127	1,925
徴収率(%)	25.1	16.3	19.1	20.7	22.0
滞納者数(人)	102	107	105	84	79



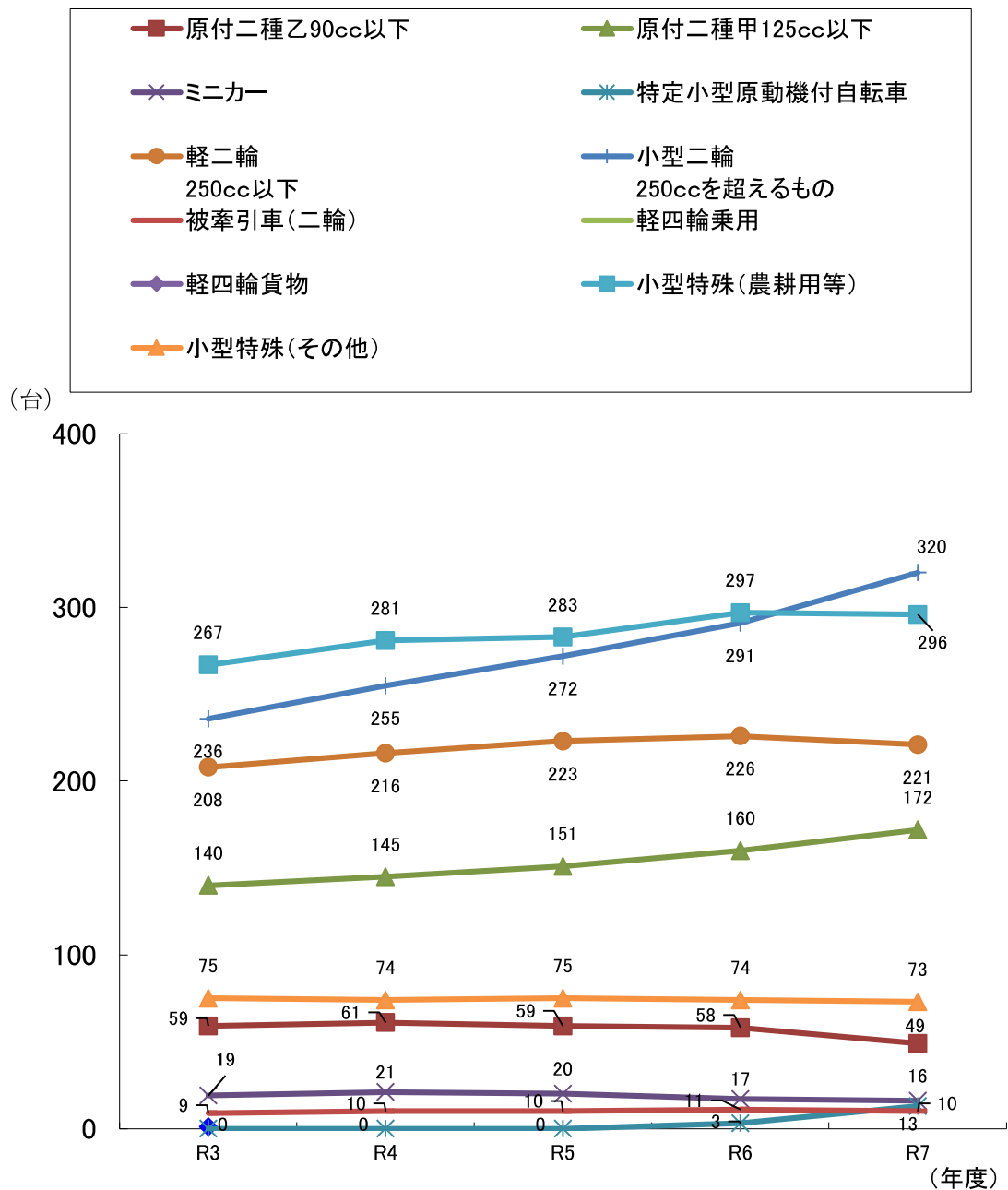


軽自動車税の課税台数の推移(表 13-3)

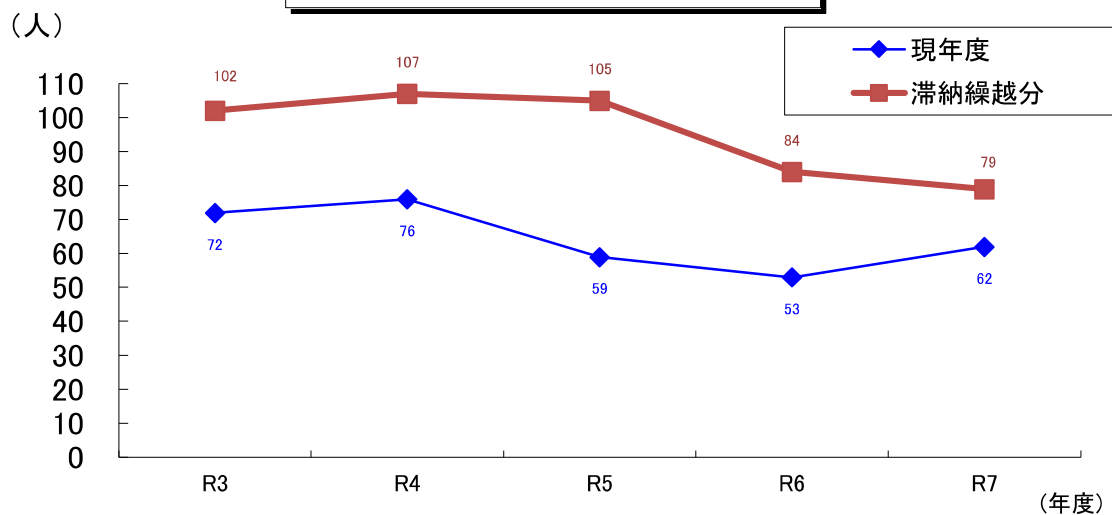
区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
	台数	台数	台数	台数	台数
原付	1,224	1,173	1,129	1,080	964
原付二種乙 90cc以下	59	61	59	58	49
原付二種甲 125cc以下	140	145	151	160	172
ミニカー	19	21	20	17	16
特定小型原動機付自転車				3	13
軽二輪 250cc以下	208	216	223	226	221
小型二輪 250ccを超えるもの	236	255	272	291	320
被牽引車(二輪) ボートトレーラー等	9	10	10	11	10
軽四輪乗用	7,110	6,977	6,896	6,891	6,810
軽四輪貨物	2,988	3,011	3,032	3,016	2,981
小型特殊(農耕用等)	267	281	283	297	296
小型特殊(その他)	75	74	75	74	73
計	12,335	12,224	12,150	12,124	11,925



軽二輪等の課税台数の推移(図13-3-2)



軽自動車税の滞納者数の推移 (図13-4)



(4) 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造業者や特定販売業者、卸売販売業者に対して、市内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに課税します。

税率は、製造たばこ 1,000 本につき 6,552 円です。例えば 1 箱 580 円のたばこに含まれる税金は 357.61 円で、そのうち市たばこ税が 131.04 円になっています。

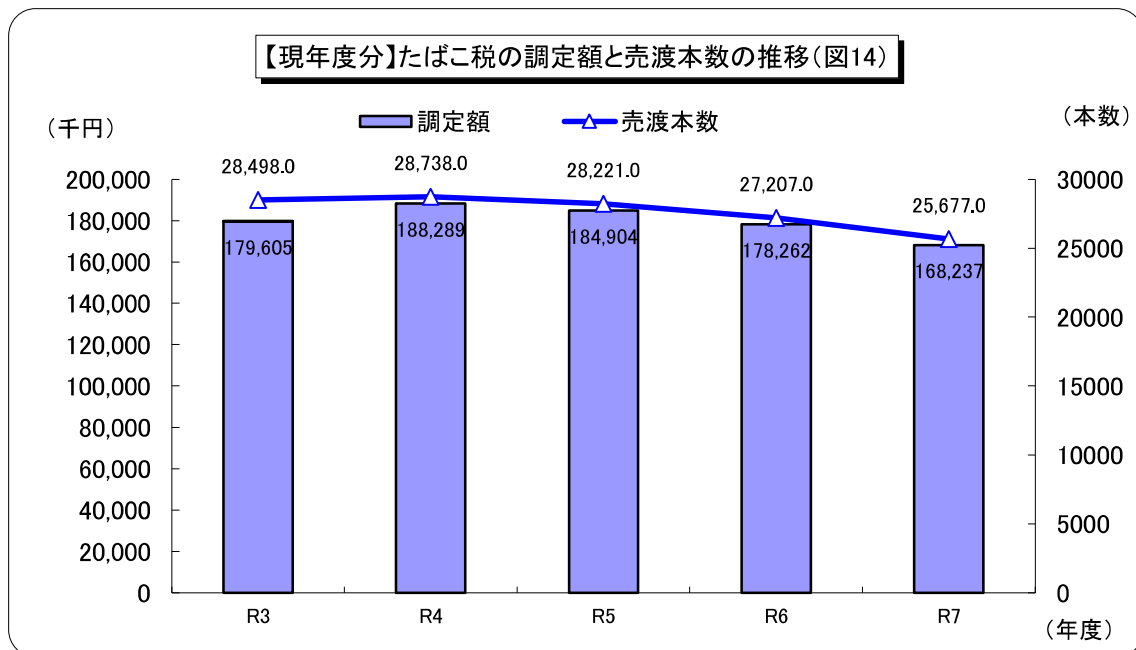
また、人口や喫煙者の減少に伴い、市たばこ税の収入は減少しています。

市たばこ税の推移は、表 14 のとおりです。

市たばこ税の推移(表 14)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
売渡本数(千本)	28,498	28,738	28,221	27,207	25,677
現年度調定額(千円)	179,605	188,289	184,905	178,262	168,237
現年度収入額(千円)	179,605	188,289	184,905	178,262	168,237
徴収率(%)	100	100	100	100	100
納税義務者数 (事業所数)	3	3	3	3	3

※滞納なし



(5) 鉾産税

市内の鉾物の掘採の事業に対し、その鉾物の価格を課税標準として、その鉾業者に課税します。

税率は、100 分の1ですが、鉾物の掘採の事業の作業場において、条例に定める期間内に掘採された鉾物の価格の合計額が、200 万円以下である場合においては、当該期間に係る鉾産税の税率は、100 分の 0.7 となります。

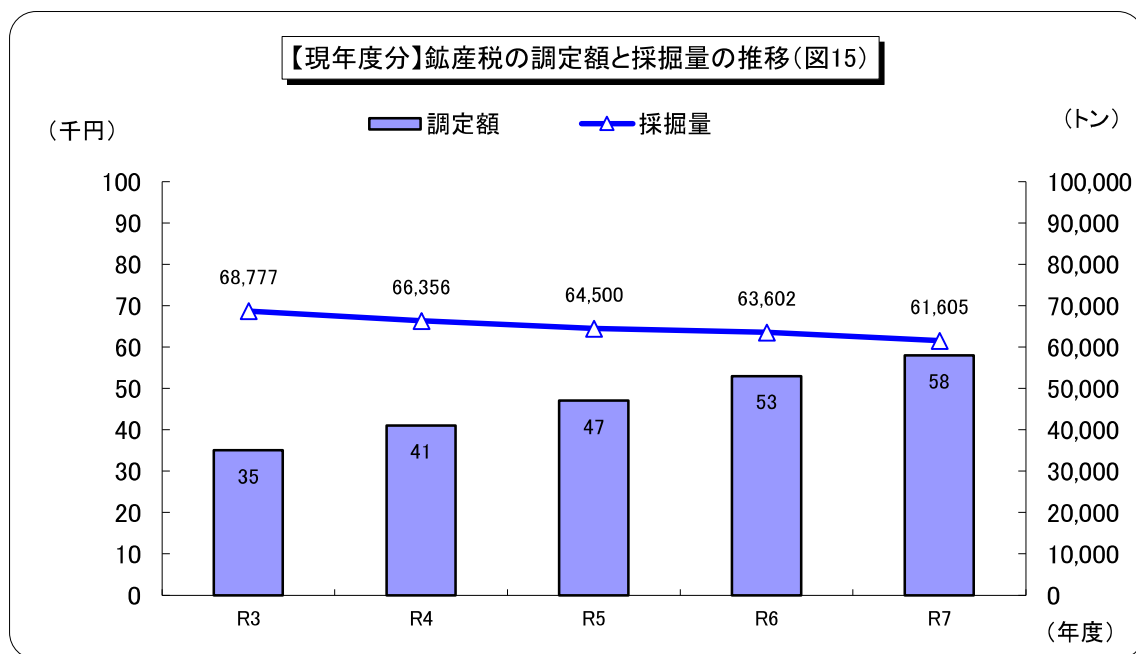
また、採掘量は減少していますが、トンあたりの単価を、令和 8 年度まで毎年 15 円上昇させることとしていることから収入額が増加しています。

鉾産税の推移は、表 15 のとおりです。

鉾産税の推移(表 15)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
採掘量(トン)	68,777	66,356	64,500	63,602	61,605
現年度調定額(千円)	35	41	47	53	58
現年度収入額(千円)	35	41	47	53	58
徴収率(%)	100	100	100	100	100
採掘量(トン)あたりの単価(円)	75	90	105	120	135
納税義務者数 (事業所数)	1	1	1	1	1

※滞納なし



(6) 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯客に対し、入湯税を課税し、鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者として徴収します。

税率は、入湯客1人1日について150円、休憩50円です。

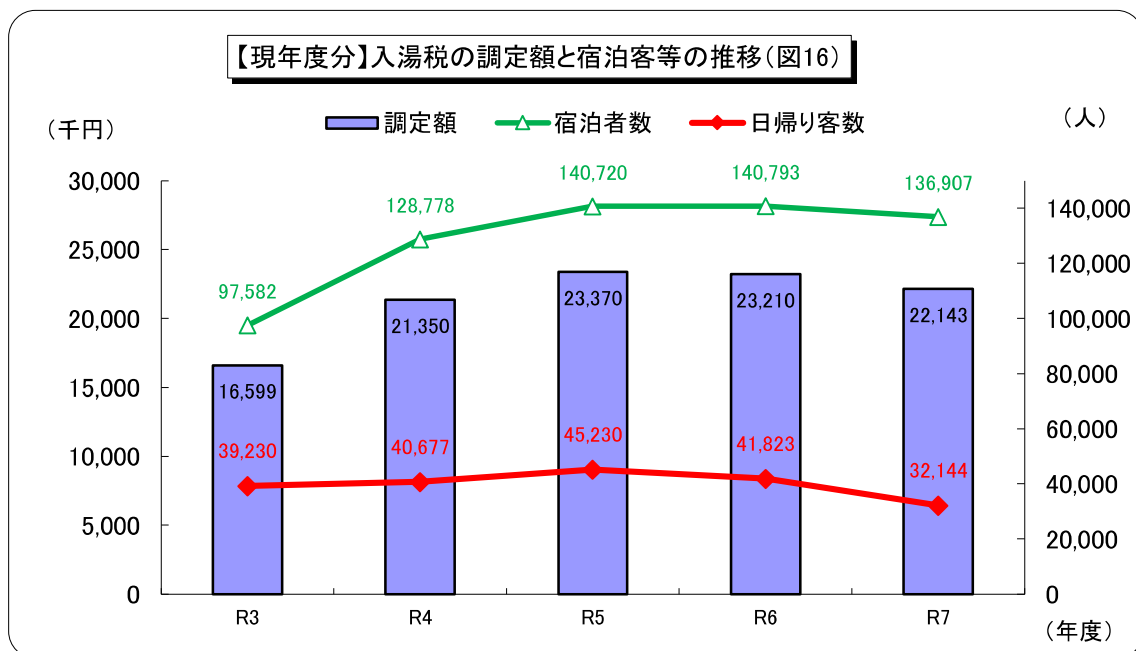
また、コロナ禍後、宿泊客等数は増加傾向にありますが、令和7年度は、宿泊客及び日帰り客の減少により、収入額が減少しています。

入湯税の推移は、表16のとおりです。

入湯税の推移(表16)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
宿泊者数(人)	97,582	128,778	140,720	140,793	136,907
日帰り客数(人)	39,230	40,677	45,230	41,823	32,144
現年度調定額(千円)	16,599	21,350	23,370	23,210	22,143
現年度収入額(千円)	16,599	21,350	23,370	23,210	22,143
徴収率(%)	100	100	100	100	100
納税義務者数 (事業所数)	14	14	14	14	14

※滞納なし



(7) 国民健康保険税

国民健康保険税は、被保険者の世帯主に対して課税します。

国民健康保険税は、医療費給付費、介護納付金、後期高齢者支援金の3つの区分に割り振り、それらを組み合わせて世帯ごとの年間の税額を決定します。

税率は、以下のとおりです。

また、人口減少に伴い、納税義務者数(世帯あたり)が年々減少していることから、収入額も減少しています。

国民健康保険税の推移は、表 17-1、17-2 のとおりです。

【税率】

区分	課税対象	医療分	支援分	介護分
(1)所得割	前年の総所得から 43 万円を控除した額	8.9%	2.5%	2.0%
(2)均等割	被保険者一人あたり	29,000 円	10,000 円	10,000 円
(3)平等割	一世帯あたり	18,000 円	3,000 円	3,000 円
(1)～(3)の合計に対する限度額		66 万円	26 万円	17 万円

【現年度】

国民健康保険税の推移(表 17-1)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
調定額(千円)	611,021	574,544	573,998	540,380	504,636
収入額(千円)	592,161	558,710	524,118	524,380	491,822
未収入額(千円)	18,860	15,833	16,521	16,259	12,814
徴収率(%)	96.9	97.2	97.1	97.0	97.5
納税義務者数(世帯数)	4,305	4,213	4,064	3,920	3,771
滞納者数(世帯数)	211	224	196	193	177

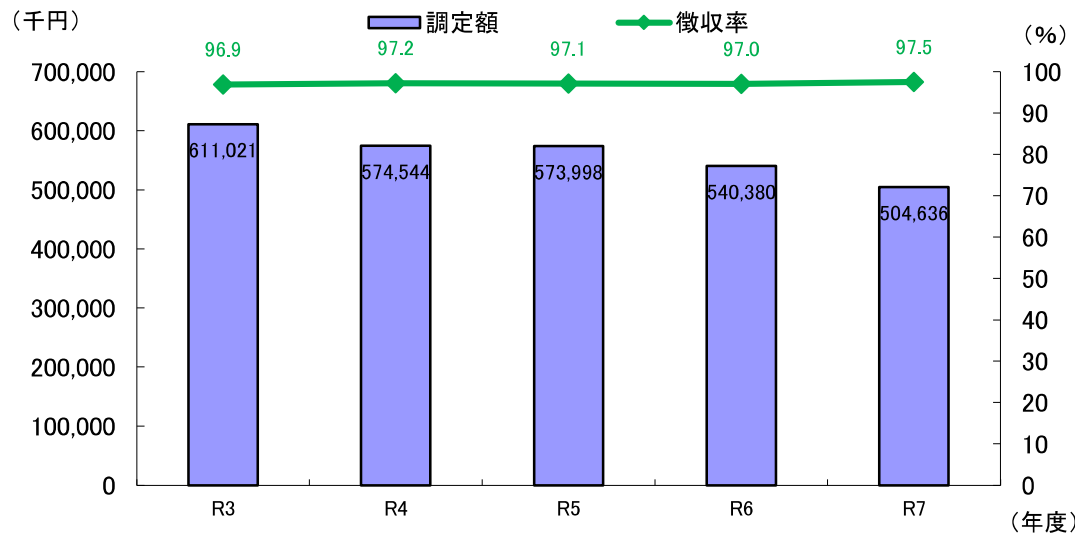
※納税義務者数は、国民健康保険税システムの調定状況照会の 8 月(期)を参照

【滞納繰越分】

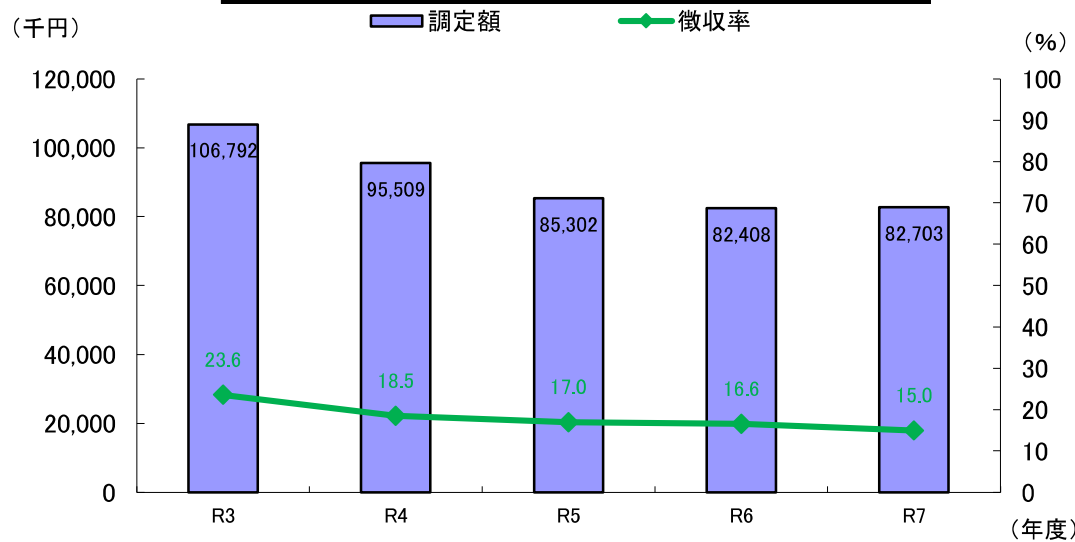
国民健康保険税の推移(表 17-2)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
調定額(千円)	106,792	95,509	85,302	82,408	82,703
収入額(千円)	25,208	17,751	14,511	13,706	12,431
未収入額(千円)	76,915	70,554	66,811	66,690	67,936
徴収率(%)	23.6	18.5	17.0	16.6	15.0
滞納者数(世帯数)	228	221	201	188	194

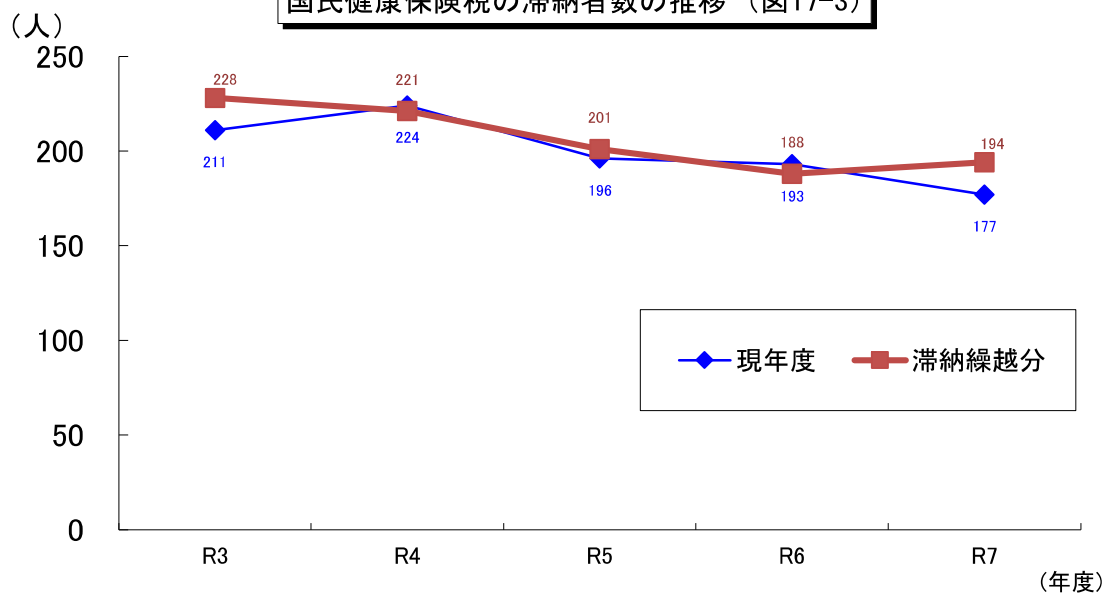
【現年度分】の国民健康保険税の調定額及び徴収率の推移
(図17-1)



【滞納繰越分】の国民健康保険税の調定額及び徴収率の推移
(図17-2)



国民健康保険税の滞納者数の推移 (図17-3)



4 税(自主財源)の動向と税務行政における改善すべき課題

本市の歳入に占める市税は、10.1%となっており、自主財源が乏しく、新たな税収確保が課題であるが、現在は、物価高の影響もあり、税率の引き上げ等による更なる市民の負担増は難しい社会情勢であるため、以下の課題について改善に努め、県内 45 市町村のうち上位を目指します。

1 徴収率の向上

本市における市税等の徴収率は県内 45 市町村のうち、令和 7 年度は 42 位と下位であるため、更なる徴収率向上に資する取り組みを強化し、税収を確保するとともに、税納付の公平性を守ることが重要である。

令和 7 年度より、現年度新規滞納者に対し早期の対応を取ることで、滞納額が高額となることを防止し、徴収困難案件の発生を未然に防止することを目的として SMS 催告を導入した。

2 滞納処分の強化

滞納整理については、担税力を確認するための財産調査を強化し、担税力があるにも関わらず納税意識の希薄な住民に対しては預金差押えや給与差押え等の滞納処分を積極的に実施し、担税力がない住民に対しては、執行停止及び不納欠損による納税義務の即時消滅を実施し、法に沿った手続きを粛々と進める。

3 死亡者課税の是正

固定資産税の滞納額を生む温床として、死亡者課税があることから、相続人調査を進め、解消に努める。

4 軽自動車税の適正課税

軽自動車税においては、廃車手続きがなされず、自動車がないにも関わらず、課税が継続されていることから、実態調査や市民への啓発に努める。

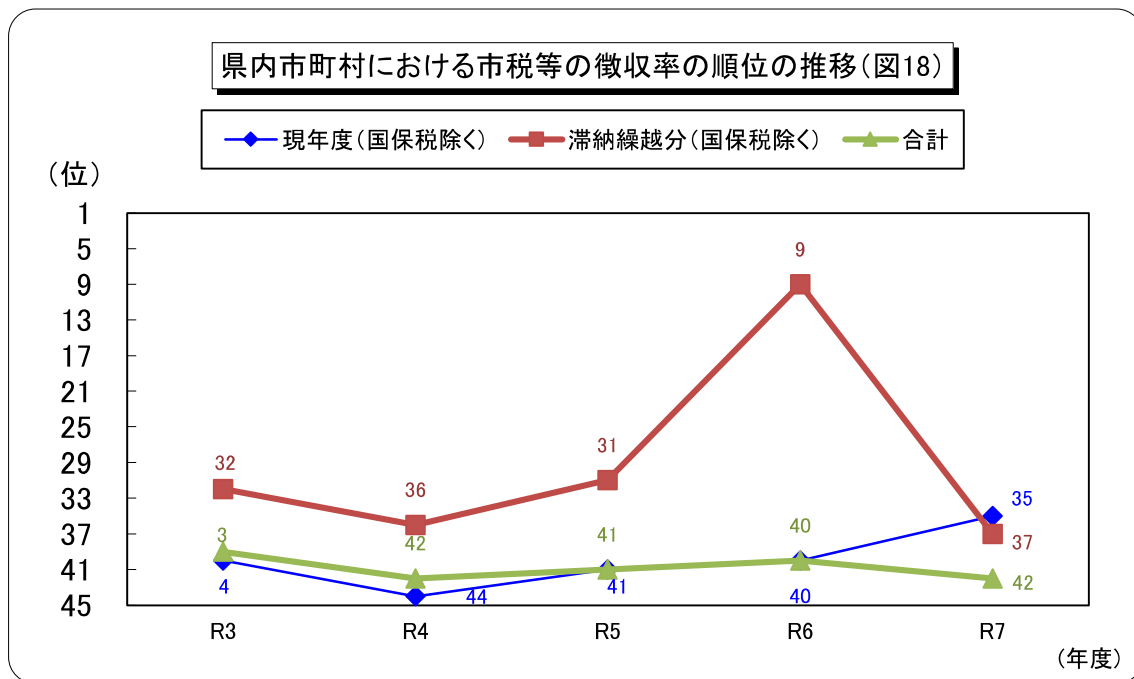
5 職員の人材育成

税務行政を取り巻く環境は、制度改正や DX の進展により高度化している一方、専門性が高い業務であるにもかかわらず、人事異動による専門知識の継承が課題となっている。このため、本市では税務職員に必要な能力を体系化したスキルマップを整備し、計画的な人材育成と研修体制の充実を図ることで、持続可能な税務行政の実現を目指します。

- スキルマップの整備
- 研修体系の構築
- 事例共有による組織学習
- マニュアル化による知識継承

県内市町村における市税等の徴収率の順位の推移(表 18) 単位: (位)

区分\年度	R3	R4	R5	R6	R7
現年度(国保税除く)	40	44	41	40	35
滞納繰越分(国保税除く)	32	36	31	9	37
合計	39	42	41	40	42



発行日:令和 8 年 7 月

編集・発行:上天草市市民生活部税務課
〒869-3692

上天草市大矢野町上 1514

電話:0964-26-5523(直通)

FAX:0964-56-5107